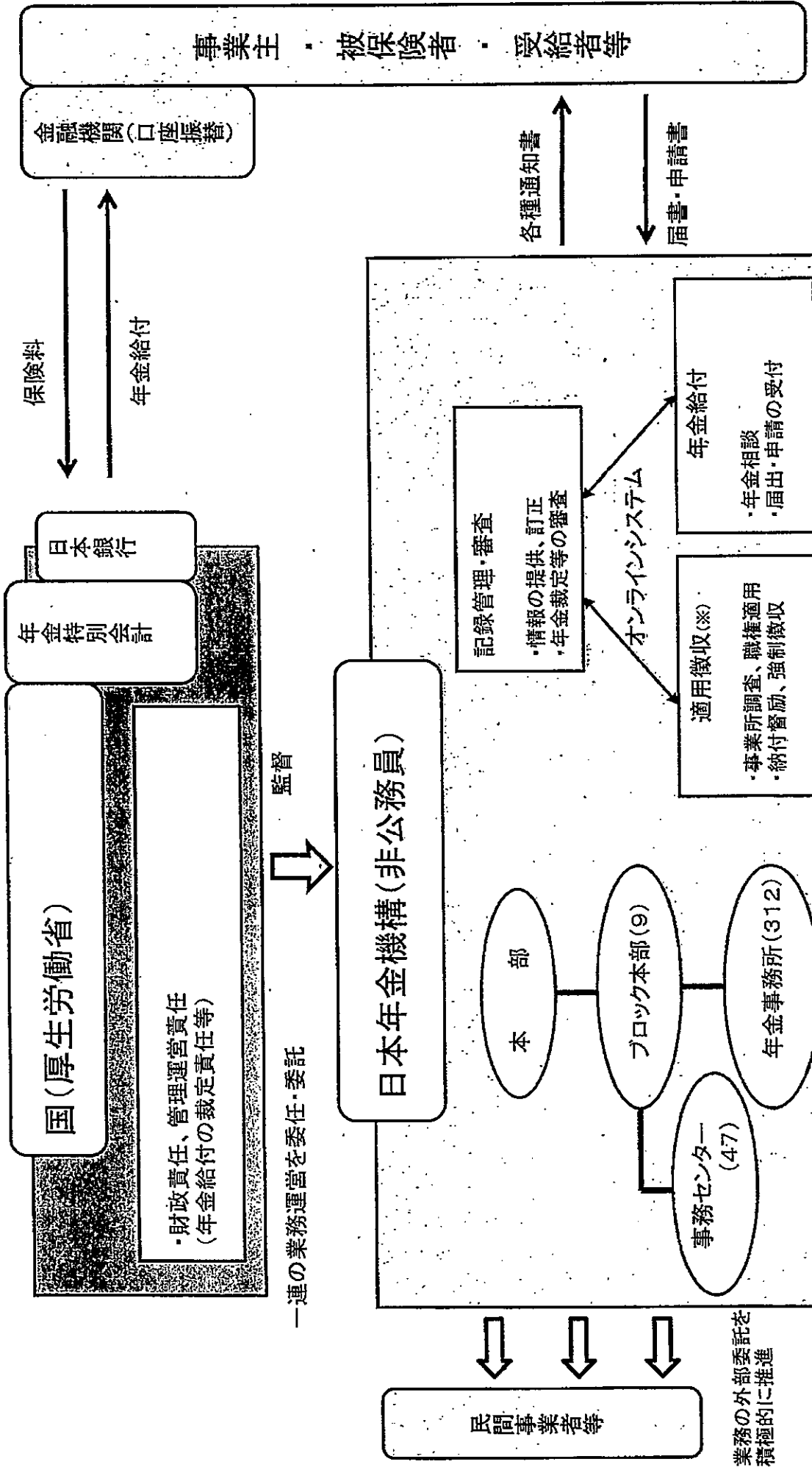


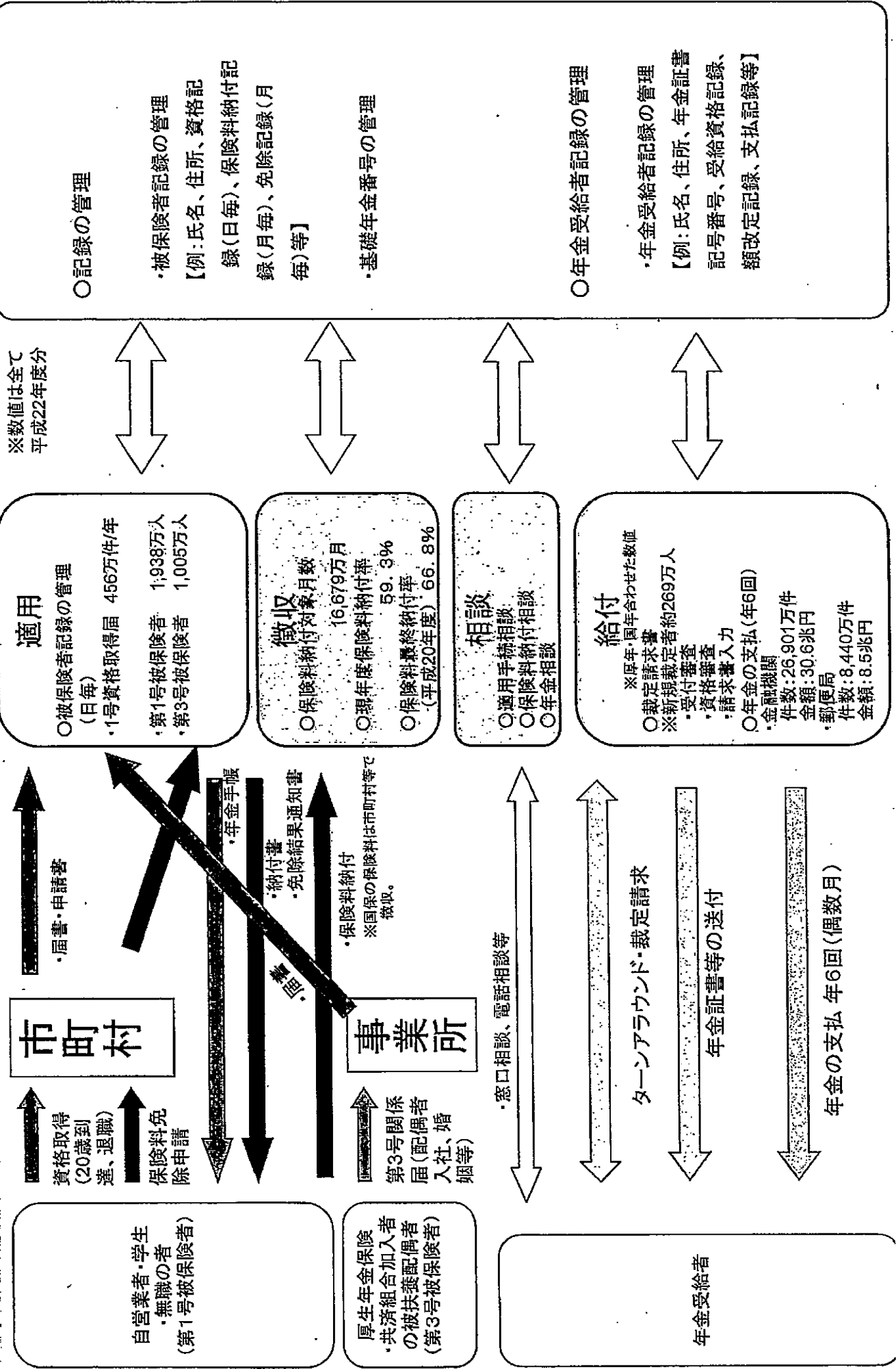
平成24年3月1日
厚生労働省年金局

日本年金機構の位置づけ

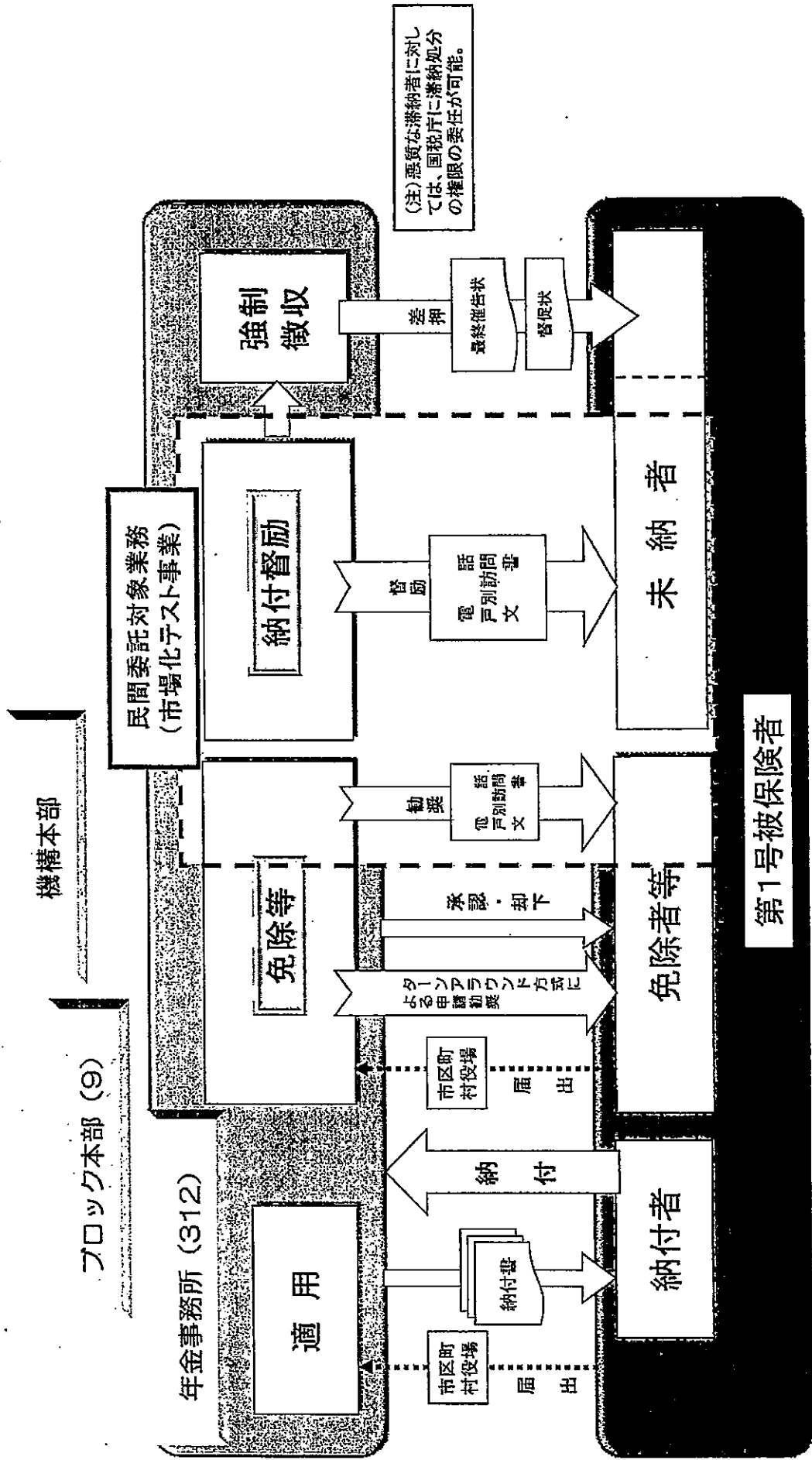


* 日本年金機構の職員数 正・准職員15,973名が配置されている(職員数には記録問題対応のための人員(3,733人)を含む)。
* 厚生年金保険、国民年金の他、協会けんぽ健康保険、児童手当拠出金も徴収

日本年金機構の適用・徴収・年金給付業務フロー（国民年金）



○ 国民年金の事業概要



○ 国民年金保険料の納付状況(1)

- 平成22年度の納付率(現年度分)は59.3%で、前年度と比べれば△0.7ポイントである。
- 低下幅は、前年度と比べ縮小している。(△2.1ポイント⇒△0.7ポイント)
- 年金事務所ごとの納付率(現年度分)を見ると、60事務所で前年度より上昇している。
(平成21年度は全ての年金事務所(312カ所)で低下)
- 納付率低下の要因としては、納付率の高い高齢者の割合が低下したこと、市場化テストにおける対策が十分な効果を上げられなかったこと、などが考えられる。

①平成22年度の現年度分(平成22年4月分～平成23年3月分)の納付率

59.3% (対前年度比△0.7ポイント)

納付対象月数 16,679万月 (対前年度比△3.6%)

納付月数 9,893万月 (対前年度比△4.7%)

②過年度分(平成20年度分)の納付率 66.8%

(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)

(平成21年度末と比較して+1.8ポイント)

過年度分(平成21年度分)の納付率 63.2%
(平成21年度末と比較して+3.3ポイント)

年度	納付率(現年度分)	低下幅(対前年度比)
平成19年度	63.9%	▲2.4
平成20年度	62.1%	▲1.8
平成21年度	60.0%	▲2.1
平成22年度	59.3%	▲0.7

(参考)平成23年度の実績

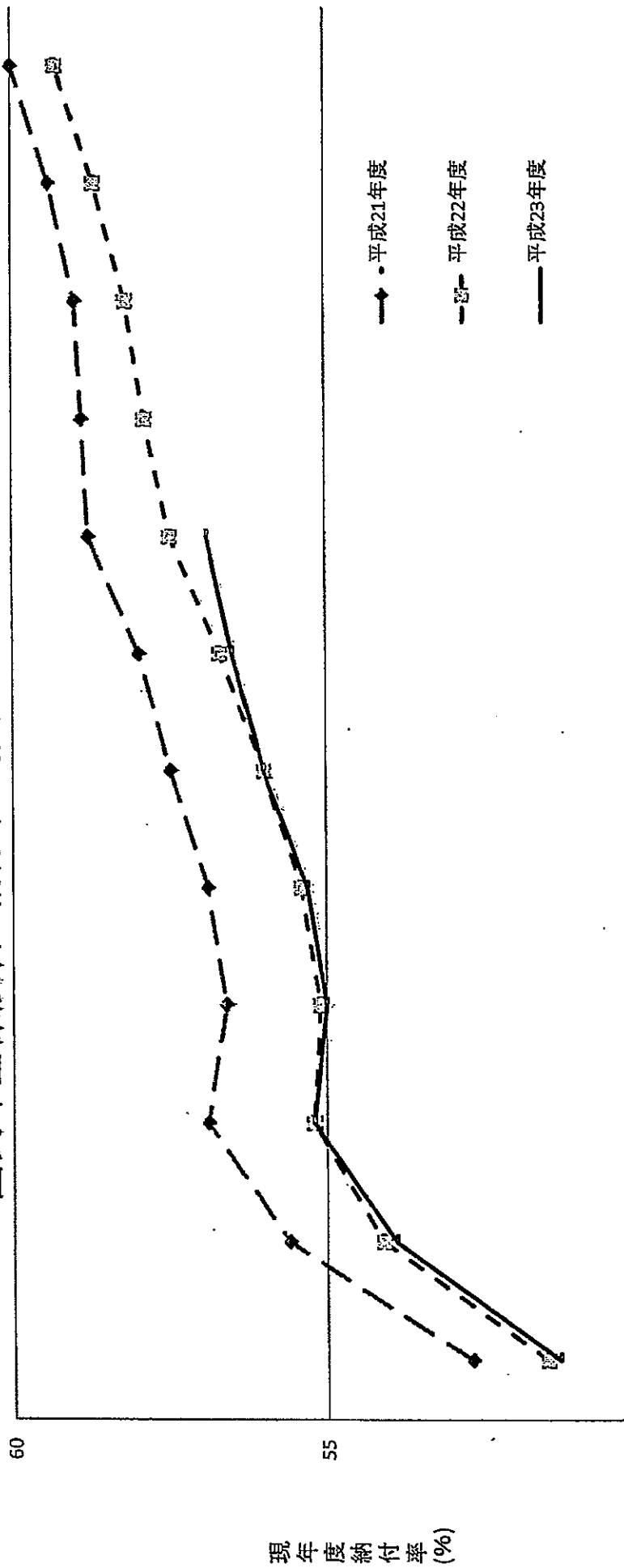
	平成22年度	平成23年度	低下幅(対前年度比)
5月末現在(4月分)	51.5%	51.3%	▲0.2
6月末現在(5月分)	54.1%	53.9%	▲0.2
7月末現在(6月分)	55.2%	55.2%	▲0.0
8月末現在(7月分)	55.1%	55.0%	▲0.1
9月末現在(8月分)	55.4%	55.3%	▲0.028
10月末現在(9月分)	56.0%	56.0%	+0.068
11月末現在(10月分)	56.7%	56.5%	▲0.168
12月末現在(11月分)	57.5%	56.9%	▲0.6(注)

(注)第3号被保険者不整合記録(※)問題への対応として、平成28年11月から、直近2年間に不整合記録を有している者に対し、種別変更の勸奨状を送付し、届出がない場合は職権による種別変更を行っている。これにより、今回(平成28年12月末現在)の集計から不整合記録に係る納付対象月数が増加しており、納付率への影響があったと考えられる。

(※)第3号被保険者が第1号被保険者となった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間と

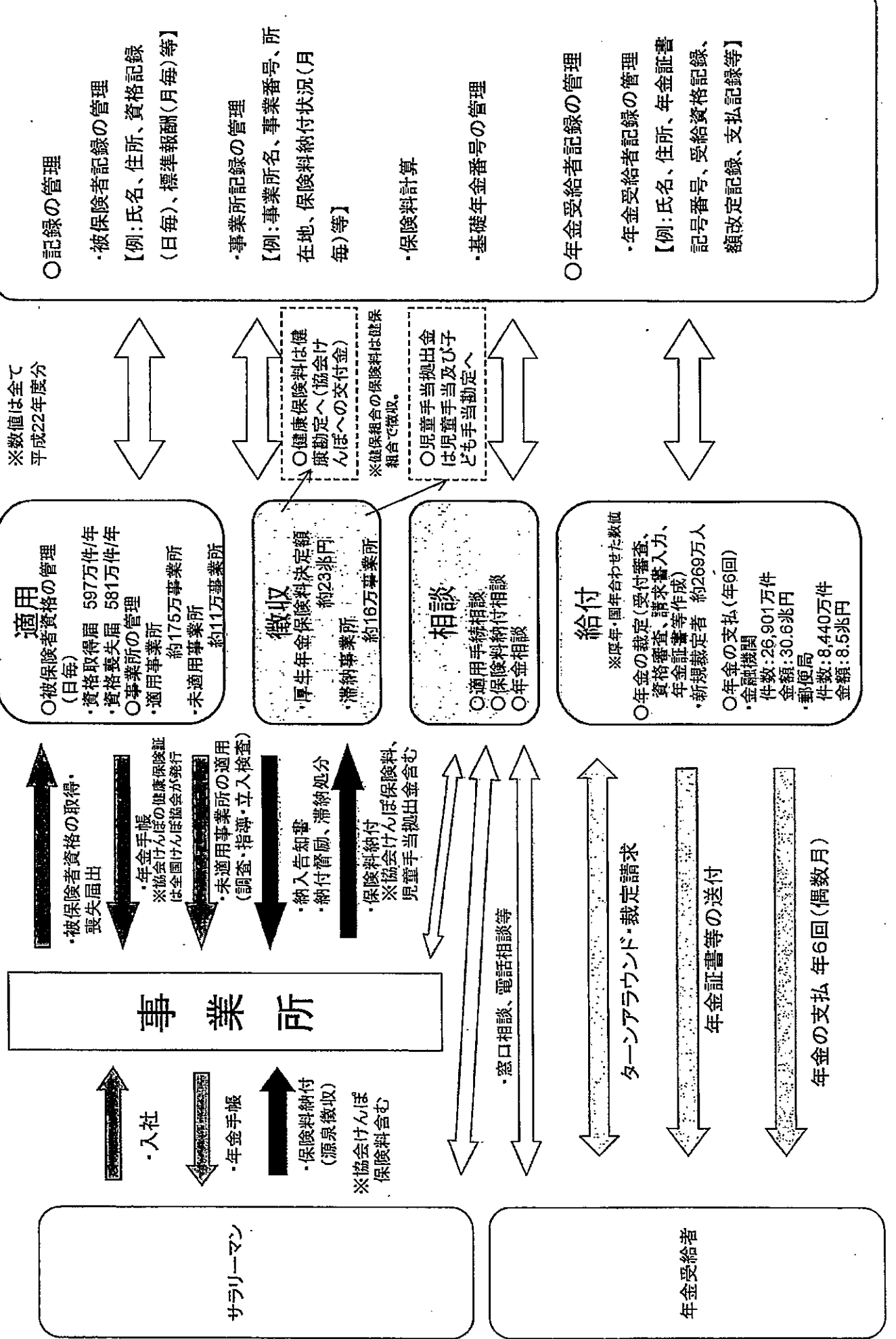
○ 国民年金保険料の納付状況(2)

国民年金保険料 納付率の推移(平成21～23年度)



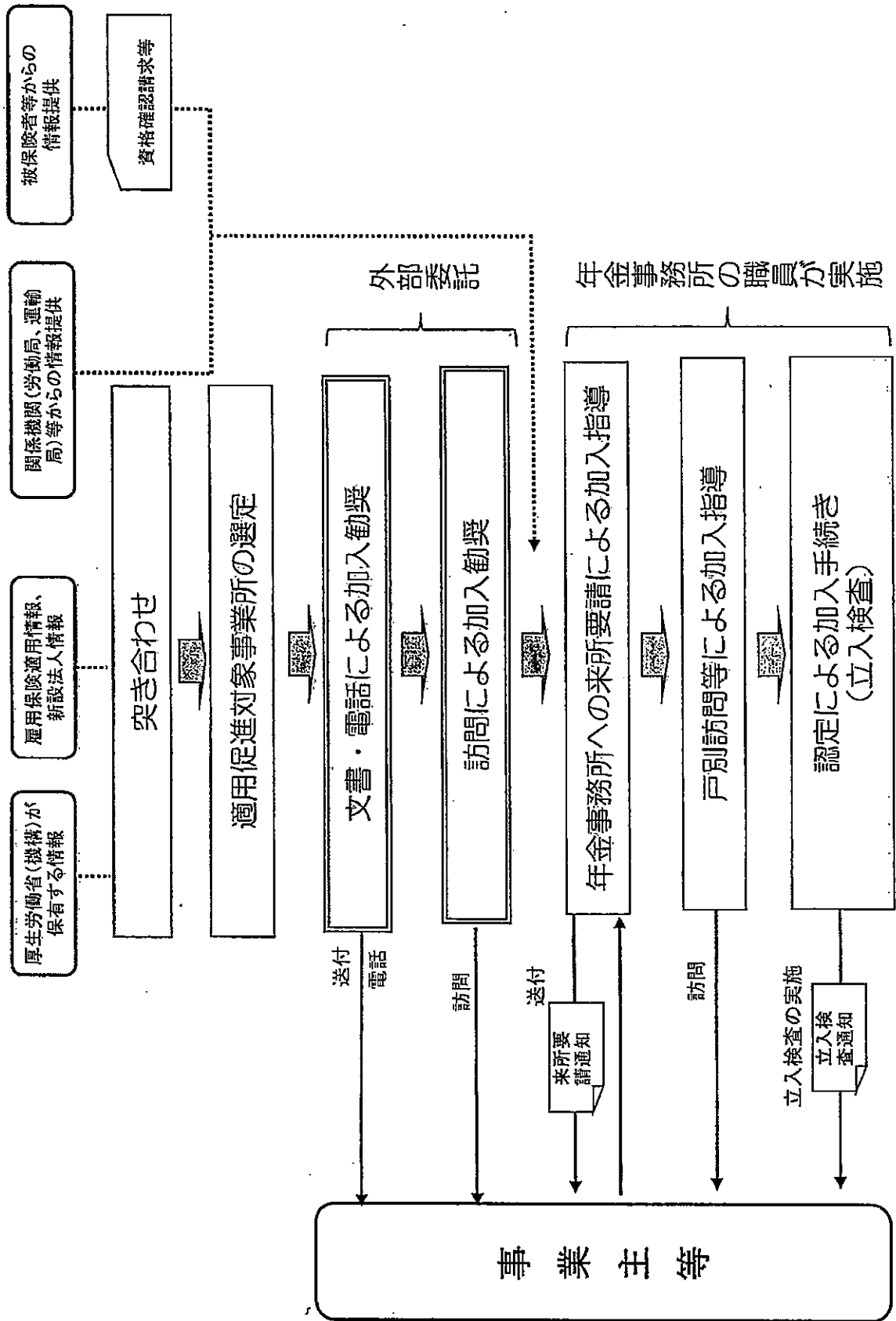
	4月 (5月末)	5月 (6月末)	6月 (7月末)	7月 (8月末)	8月 (9月末)	9月 (10月末)	10月 (11月末)	11月 (12月末)	12月 (1月末)	1月 (2月末)	2月 (3月末)	3月 (4月末)
平成21年度	52.7	55.6	56.9	56.6	56.9	57.5	58.0	58.8	58.9	59.0	59.4	60.0
平成22年度	51.5	54.1	55.2	55.1	55.4	56.0	56.7	57.5	57.9	58.2	58.7	59.3
平成23年度	51.3	53.9	55.2	55.0	55.3	56.0	56.5	56.9				
(21'と22'の差)	△ 1.1	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.7
(21'と23'の差)	△ 1.4	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.6	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.9				
(22'と23'の差)	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.2	△ 0.6				

日本年金機構の適用・徴収・年金給付業務フロー（厚生年金保険）



○ 厚生年金・健康保険の適用業務

厚生年金・健康保険の適用促進業務のフロー



○ 厚生年金・健康保険の適用状況

適用対策の実施状況の推移

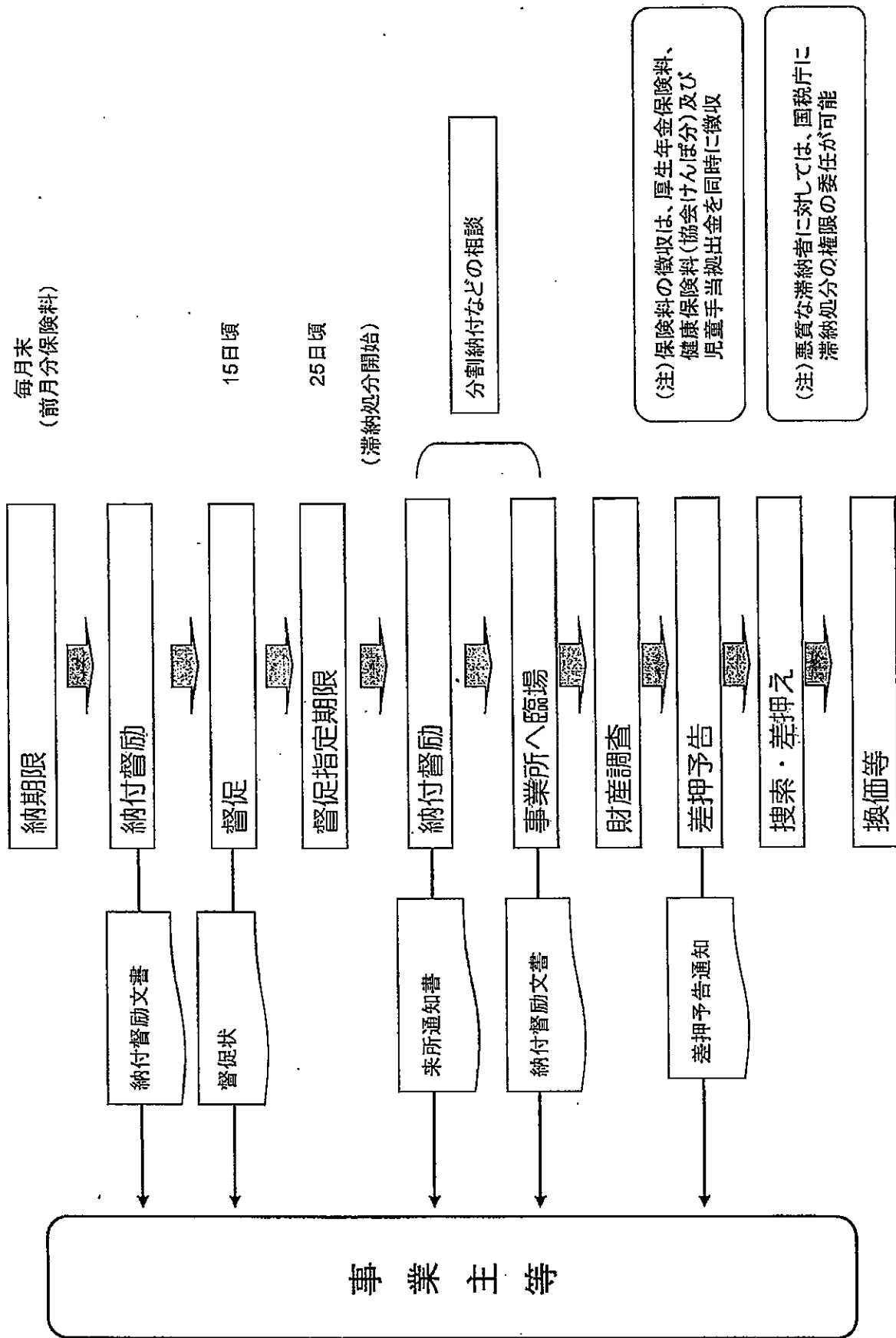
	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
適用事業所数（年度末現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578
被保険者数（年度末現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013
未適用事業所数（年度末現在）	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935
適用対策	外部委託による文書・電話勸奨事業所数	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741
	外部委託による訪問加入勸奨事業所数	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957
	来所要請による重点加入指導実施事業所数	8,657	1,030	595	1,575	2,894
	戸別訪問による重点加入指導実施事業所数	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556
適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808
上記の内、認定による加入手続事業所数	事業所	87	73	21	34	71
事業所調査事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477

（参考）平成23年度4月～11月の実施状況（速報値であり、今後、数値の修正が与えられる。）

- ・ 来所要請による重点加入指導 941事業所
- ・ 戸別訪問による重点加入指導 14,852事業所
- ・ 認定による加入手続 75事業所
- ・ 事業所調査 368,256事業所

○ 厚生年金・健康保険の保険料収納業務

厚生年金保険料収納業務（滞納処分含む）のフロー



○ 厚生年金・健康保険の保険料収納状況

保険料収納率等の推移

	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円 212,612	222,672	230,627	226,932	232,430
	協会管掌健康保険	億円 67,752	69,251	68,052	65,480	74,985
	船員保険	億円 670	659	655	596	387
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円 209,834	219,690	226,905	222,409	227,253
	協会管掌健康保険	億円 66,403	67,759	66,181	63,194	72,243
	船員保険	億円 621	615	611	551	344
不納欠損額③	厚生年金保険	億円 259	206	157	228	407
	協会管掌健康保険	億円 122	102	80	117	201
	船員保険	億円 6	3	3	4	5
収納未済額 ①-②-③	厚生年金保険	億円 2,519	2,776	3,565	4,295	4,770
	協会管掌健康保険	億円 1,227	1,390	1,791	2,169	2,541
	船員保険	億円 43	41	41	41	38
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	% 98.7	98.7	98.4	98.0	(97.9)
	協会管掌健康保険	% 98.0	97.8	97.2	96.5	(96.5)
	船員保険	% 92.6	93.3	93.3	92.4	(89.1)
滞納事業所数	事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	162,461
差押え事業所数	事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	13,707
口座振替実施率	厚生年金保険	% 84.0	83.5	81.9	81.2	81.6
	協会管掌健康保険	% 85.5	84.6	82.8	81.5	82.1
	船員保険	% 56.4	56.1	55.6	52.1	68.4

(注)22年度の収納率()書きは、納期限が延長された被災5県の2月分保険料を除いた収納率を計上しています。

(参考)平成23年度4月～11月の実施状況(速報値であり、今後、数値の修正がある。)

・保険料収納率 厚生年金保険料 96.5% 健康保険料 94.1% 船員保険料 83.9%

・滞納事業所数 197,425事業所

・差押事業所数 11,087事業所

労働保険の保険料徴収の流れと主な数値

平成24年3月1日
厚生労働省労働基準局

○ 原則として労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用(個人事業主を含む)

適用事業場数294万(平成22年度末)、保険料収納額3兆0,894億円(平成22年度)、保険料収納率97.5%(平成22年度)

厚生労働省、都道府県労働局等

【数値は平成22年度】

原則年1回、その年度の保険料額*を事業主が自ら申告・納付(一定の場合は分割納付も可)

- 申告書送付(外部委託)：約168万枚
- 申告書の受付、審査(外部委託)、保険料収納
- 年間総納付件数：約264万件

事業所への立入検査
件数：約5万2千件

督促発行：約35万件・約545億円
納付督促：延べ約67万件
領収額：約152億円

滞納処分
差押等件数：約2万2千件
差押等金額：約52億円

* 1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて算出

申告・納付
(約2兆7,127億円)

個別手続事業場
(約165万事業)



申告・納付 (約3,767億円)

労働保険事務組合※(10,179組合)



委託事業場(約129万事業)

※ 中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体(商工会、事業協同組合等)に委託できる制度